

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月24日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 武川 明夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

「建設譲渡・貸付 債権管理システム」サーバ更新・保守管理業務

(2) 調達の特質等

ハードウェアの老朽化及びOS延長サポート終了に伴う「建設譲渡・貸付 債権管理システム」用ハードウェアの調達を行い、環境構築、OSバージョンアップ及びシステムの動作検証、移行作業、ハードウェアの保守等を実施するものである。

(3) 期間

契約締結日～平成31年2月20日の間

(4) 入札方法

- ① 入札金額は、別紙仕様書に規定する一切の諸経費の総額を記載するものとする。
- ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条(別紙参照)に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度競争契約参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」、「D」の等級に格付けされ、競争契約参加資格を有する者であり、入札の前日までにその写しを提出できること。
- (4) 機構から入札説明書の説明・交付を受けた者であること。
- (5) 仕様書の各項目の条件を満たし、業務を履行できる者であること。
- (6) 主任技術者がProject Management Professional 又は情報処理技術者試験プロジェクトマネジャーを保有していること。

- (7)主任技術者が過去5年以内に、クライアント/サーバ方式でミドルウェアにOracleを用いたシステムの開発、改良及び運用保守業務の経験を有していること。
- (8)以下の認証資格を証明する書類(写し)を入札前日までに提出できること。

- ・品質マネジメントシステム(ISO9001)
- ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)
- ・ITサービスマネジメント(ISO20000)
- ・環境マネジメント(ISO14001)

3. 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所及び問合せ先

- (1)契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 事業管理部債権管理課 佐藤
電話 044-520-9591

- (2)入札説明書の交付期間

平成 25 年 9 月 24 日(火)から平成 25 年 10 月 15 日(火)

4. 入札、開札の日時及び場所

- (1)入札

平成 25 年 10 月 16 日(水) 14 時 00 分

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

- (2)開札

入札終了後直ちに開札する。

5. 契約情報の公表について

- (1) 契約及びその公表に関する基準に伴う公表（詳細は当機構ホームページ「調達情報」参照）

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

- (2)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなされていただきますので、ご了知願います。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外。

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量
契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

2) 当機構との間の取引高

3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上 2分の1未満、2分の1以上 3分の2未満又は3分の2以上

4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③当方に提出していただく情報

1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）。

(3)「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条第3項により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

6. その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金に関する事項　免除する。
- (3) 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否　要
- (5) 落札者の決定方法
当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

別紙

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

平成16年4月1日

細則第20号

(一般競争等に参加させないことができる者)

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

以上